

(新) P C B 廃棄物の広域的な収集運搬の推進に係る調査

20百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

P C B 廃棄物拠点的広域処理事業については、全国の P C B 廃棄物を処理するための施設(北九州、大阪、豊田、東京、北海道)整備に目処がついたところである。

これにより、北海道事業は1道15県、北九州事業は17県と広域的な収集運搬が必要となり、P C B 廃棄物の処理を円滑に推進するための安全かつ効率的な収集運搬を確保するために、広域的な収集運搬システムを構築する。

また、P C B 特措法施行後、保管状況の把握が進み、収集運搬が困難な大型の P C B 廃棄物が相当数存在することが判明しており、これらの搬出に当たっては切断等が必要な場合があり、保管事業者において安全に切断・搬出する技術的な知見を整備する。

2. 事業計画

(1) P C B 廃棄物の広域的な収集運搬システムの構築等

各県の P C B 廃棄物処理計画を実効あるものとするために、保管事業者による届出及び保管を徹底させ、安全かつ効率的な収集運搬システムを構築するため必要な調査を行う。

(2) 大型 P C B 廃棄物切断・搬出マニュアルの策定

そのままでは搬出が困難な大型 P C B 廃棄物について切断・搬出手法を取りまとめたマニュアルを策定する。

3. 施策の効果

都道府県で定めている P C B 廃棄物処理計画の実効性を高める。

P C B 廃棄物の適正な処理のための安全かつ効率的な収集運搬が確保される。

P C B 廃棄物の全国的な処理の体制が整備され、その確実かつ適正な処理の推進が図られる。

PCB 廃棄物の広域的な収集運搬の安全性確保

